

食物アレルギーへの対応について

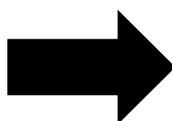
町立小中学校の食物アレルギー対応は、文部科学省による「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、安全・安心を第一に「寒川町立小中学校における食物アレルギー基本方針」（資料2）に沿って実施しています。

食物アレルギーについては、複雑化・多様化するとともに対応人数が増加する中、この度、中学校の完全給食による給食センター運用開始を契機に、文部科学省の方針に沿って、従来の対応からより安全かつ確実に対応できるよう改めて学校における給食を含めた食物アレルギー対応を見直しました。

給食センターでは、小・中学校の給食を一括して調理をするため、アレルゲンの完全除去対応となります。なお、令和5年7月までは現在どおりの対応となります。

【現在】

調理場所：各小学校の給食調理場
アレルギー対応：小学校ごとの対応
※中学校は弁当持参・ミルク給食



【令和5年9月から】

調理場所：寒川学校給食センター
アレルギー対応：小・中学校8校の対応を統一化

1 対応内容・方法

食物アレルギーの対応方法 ※次の食物アレルギーの品目によってそれぞれの対応となります。

	品目	【給食センター・学校】対応	【保護者】対応
A	乳・卵	乳・卵どちらも除いた給食（一食分の献立を個別パックにした除去食）を提供します。 ※生卵は、給食センターでは提供しません。 ※除去食については、アレルギー対応室で調理を行います。	給食センターで、除去食に○、配食しない料理に×をした「アレルギー食対応表(詳細献立表)」について、決定した対応方法のとおりになっているか確認します。
B	乳・卵以外の特定原材料 5 品目および準ずる 21 品目のアレルゲンが給食に使われている場合 (えび、かに、小麦、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、牛肉、いか、バナナ、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、オレンジ、ピーナッツ(落花生)、そば、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、くるみ、まつたけ)	「アレルギー食対応表(詳細献立表)」にチェックされた対象品目を含む料理以外を学級の配膳の際に配食します。 ※下線部の 9 品目は、取り扱いません。	給食センターで、配食しない料理のチェックをした「アレルギー食対応表(詳細献立表)」に決定した対応方法のとおりになっているか確認します。 ※下線部 9 品目のみがアレルゲンの場合、通常の給食となります。 ※献立の内容によって家庭から一部弁当をお持ちいただくことも可能です。
C	上記 28 品目以外のアレルゲンが給食に使われている場合	これまでの原則のとおり、「アレルギー食対応表(詳細献立表)」に保護者がチェックした対象品目を含む料理以外を学級の配膳の際に配食します。	「アレルギー食対応表(詳細献立表)」に配食しない料理をチェックします。 ※献立の内容によって家庭から一部弁当をお持ちいただくことも可能です。
D	・アレルゲンの種類が多い、または重篤度が高く、食物アレルギー対応が困難な場合 ・原因食物の微量混入対応が必要な場合、生活管理指導表の E 欄に○がついた場合	配食時に重大な事故につながる恐れがありますので、これまでどおり学校給食では対応できません。	家庭からお弁当をお持ちください。

対応例：【えびのアレルギーがある場合】

【献立】			
・エビフライ		・ご飯	
・人参スープ		・ゼリー	

「えび」に対してアレルギーがあるので、エビフライが配食されない。そのため、「ご飯」「人参スープ」「ゼリー」のみ配食される。
※エビフライの代わりになる料理だけ家庭から部分的にお弁当をお持ちいただくことも可能です。

2 手続き

(1) 対応実施までの手続き

- ①【学校→保護者】 学校で食物アレルギーの事前調査を該当学年に実施します。
 - ②【学校→保護者】 食物アレルギーがある場合は、学校から対象者へ書類が配付されます。
 - ③【保護者】 医療機関を受診し、必要書類を準備します。
 - ④【保護者→学校】 書類を学校へ提出します。
 - ⑤【学校・保護者】 提出された書類をもとに学校で個別面談を行い、対応方法を決定します。
- ※年度の切り替え等には、再度必要書類の提出や面談を行います。

※お願い

- ・学校での食物アレルギーの対応については、医師が記入した書類をもとに行います。医療機関で受診をお願いします。
- ・医療機関でかかる費用は、ご家庭でご負担ください。
- ・食物アレルギーがある場合は、入学説明会等で先生にお声がけください。
- ・食物アレルギーの症状が出た際の連絡先や救急搬送先を家庭内で事前に確認をお願いします。
- ・エピペン®を含む処方薬を携行する場合、学校へご連絡ください。
- ・小学校、中学校、給食センターそれぞれの間でアレルギーに関する個人情報が共有されることがあります。

(2) 毎月の手続き

- ①【学校→保護者】 毎月 15 日頃に翌月の「アレルギー食対応表(詳細献立表)」を学校から保護者へ配付します。
- ②【保護者】 保護者の方の確認をもとに給食の配食を行いますので、「アレルギー食対応表(詳細献立表)」の内容を確認してください。
 - 1 乳・卵アレルギーを持つ児童生徒
除去食の欄に○印、該当料理の配食の欄に×印があるか確認してください。
 - 2 乳・卵以外の特定原材料 5 品目および準ずる 21 品目アレルギーを持つ児童生徒
(給食で提供しない 9 品目のみのアレルギーをもつ児童生徒は除く)
アレルゲンが含まれる料理の配食の欄に×印があることを確認してください。
 - 3 28 品目以外のアレルギーを持つ児童生徒
献立について保護者の方が確認し配食するかしないかの判断をしてください。
アレルゲンが含まれる料理の配食の欄に×印をつけてください。
- ③【保護者→学校】 期日までに学校に「アレルギー食対応表(詳細献立表)」を提出する。

対応方法については、学校での個別面談を行った上で児童生徒のそれぞれのアレルギーの度合いに合わせた対応を決定しますが、決定基準や手続き等は全校共通となります。学校給食における食物アレルギーの対応について、学校及び給食センター共に事故なく安全・安心な給食提供ができるよう努めてまいります。